

島根県報

号外第八一号

平成十五年五月三十日

(金曜日)

公 告

目 次

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表 (総務課) 一
 島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表 (") 四

公 告

島根県情報公開条例(平成十二年島根県条例第五十二号)第三十七条の規定により、平成十四年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

一 公文書公開の状況

(一) 請求及び申出の窓口別内訳

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	一三三	一、五二〇	三六	八六	一六九	一、五九六
松江地区県政情報コーナー	—	—	—	—	—	—
木次地区県政情報コーナー	—	—	—	—	—	—
出雲地区県政情報コーナー	二	—	—	—	二	—
川本地区県政情報コーナー	二	—	—	—	二	—
浜田地区県政情報コーナー	—	二	—	—	—	二
合計	一六九	一、五九六	三六	八六	二〇五	一、七〇八

単位：件

(一) 注一 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。
 注二 「公文書数」は決定又は回答をした公文書の件数をいう。
 (二) 請求及び申出の処理状況

益田地区県政情報コーナー	二	二	三	二	二	六	四	九
隠岐地区県政情報コーナー	二	二	二	二	二	二	二	二
単独地方機関	一	一	一	一	一	一	一	一
小計	一四四	一四四	一五二	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四
警察情報公開センター	八	八	八	八	八	八	八	八
各警察署情報公開窓口	八	八	八	八	八	八	八	八
小計	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
合計	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二

単位：件

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
請求	九七八	五一九	六四	二六			八		一、五九五
申出	五七	六九	二	五			一		一三五
合計	一、〇三五	五八八	六六	三一			九		一、七三〇

(三) 注一 合計は、(一)の「公文書数」の合計と一致する。
 注二 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
 注三 「非公開」は不存在及び存否応答拒否による非公開決定を除く。
 (三) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請求		申出		合計	
	本庁	地方機関	本庁	地方機関	本庁	地方機関
知事直屬	一一二四	九九一	八〇	一一二四	一一二四	一一二四
総務部	八一	八一	四九	八一	八一	八一
企画振興部	一三二	一三七	一	一三二	一三二	一三二
環境生活部	一八	一八	一	一八	一八	一八
環境生活部	四六	四六	一	四六	四六	四六
合計	一一二四	一一二四	一一二四	一一二四	一一二四	一一二四

二 不服申立ての状況

注 件数の合計は、(一)の「公文書数」の合計と一致する。

単位：件

数である。

不服申立て (繰越 五) 六	処 理 内 訳						合 計	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	地方労働委員会	警察本部長	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	企業局	出納局	土木部	商工労働部	農林水産部	健康福祉部
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 却	下 取 下 げ	審 議 中																		
二	三					一	一、五九五					七五		三三	一七	三四四	二	一	七	六五一	一九	二二	一三七	
三							一、四六〇					七五		三三	一七	三四二	二	一〇	七	六三九	一九	二二	二二	
							一三五									二				二二			一六	
一							一三五					四一			七	四	三			七	五	四〇	二二	
							一〇二					四一			七	四	一			一	五	四〇	一	
							三三									二				六			二二	
							一、七三〇					一六		三三	七	二二	三四七	二	一	七	六五八	二四	六三	一六〇
							一、五六二					一六		三三	七	二二	三四三	二	一〇	七	六四〇	二四	六三	二二
							一六八									四				一八			一三八	

注 一 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

二 「不服申立て」欄の「繰越」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたものうち当該年度当初において審議中であつたものをいい、内

三 情報提供の状況

窓 口	相 談 ・ 案 内		行 政 資 料 の 利 用			
	電 話 対 応	窓 口 対 応	利 用 者	資 料	利 用 者	資 料
県政情報センター	三三三三	九五九	四八〇	八八四	八六七	二、四二九
松江地区県政情報コーナー	七六	三〇七	三二五	一、一八二	三三	六九
木次地区県政情報コーナー	一三	一三四	八一	一五二	一一	二二
出雲地区県政情報コーナー	三七	九五	一四〇	二九三	一一	五六
川本地区県政情報コーナー	二二	七一	一一	一八二	五	七
浜田地区県政情報コーナー	二四	六三	一七八	三四〇	一五	二七
益田地区県政情報コーナー	一一	七二	一六〇	三〇五	二五	六九
隠岐地区県政情報コーナー	六	九二	六三	二八七	一三	二七
小 計	五三三	一、七九三	一、五三八	三、六二五	九九〇	二、七〇六
警察情報公開センター	三	一九	一一	一一		
各警察署情報公開窓口	四	五				
小 計	七	二四	二二	二二		
合 計	五二〇	一、八一七	一、五五〇	三、六三七	九九〇	二、七〇六

単位：件、人、冊

四 注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一 部 公 開	非 公 開	
附属機関	二二四	五〇	五	一五九	五六
附属機関に類するもの	一九八	一二七	一一	六〇	一五五
合 計	四二二	一七七	一六	二二九	二二一

五 出資法人の情報公開実施状況

情報公開を実施している出資法人 十九法人

島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第四十六条の規定により、平成十四年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信 義
 一 個人情報の開示、訂正等及び是正の状況

毎週火・金曜日発行

合 計	三 八	三 八
-----	-----	-----

注 一 「開示」は、島根県個人情報保護条例第二十二條第一項に規定する口頭による開示請求を除く。

二 合計は、(一)の「公文書数」の合計と一致する。

(三) 口頭による開示請求の実施状況
請求件数 百三十六件

二 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(一) 開示請求の決定等の状況

単位…件

開 示	部 分	非開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	取 下 げ	検 討 中	合 計
三 八								三 八

注 一 合計は、(一)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

二 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(二) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

三 個人情報の是正の申出の処理状況

該当なし

四 異議申立ての件数及び決定状況

該当なし

五 出資法人の個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度を実施している出資法人 一団体

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南
松江市学園南
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)